**公益社団法人日本鍼灸師会 賛助会員規程**

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本鍼灸師会（以下「本会」という。）定款第９条第２項の規定に基づき、賛助会員についての必要な事項を定めることを目的とする。

（資格）

第２条　本会の賛助会員は、本会の目的・事業に賛同する個人及び団体とする。

（入会手続）

第３条　賛助会員になろうとする者は、別紙１に定める賛助会員入会申込書を会長に提出し、理事会の議決を経て会長の承認を得なければならない。

（賛助会員資格の取得日）

第４条　前条にもとづき入会する賛助会員の資格取得日は、特別の事情がない限り、入会申込を会長が承認した日とする。

（会費）

第５条　本会の賛助会員は、毎年度年会費を納入しなければならない。

　２　年会費は、一口１万円（個人）または５万円（団体）とし、一口以上を支払うものとする。

　３　事業年度の途中に入会した場合で、当該年度の終了まで６ヶ月に満たない賛助会員は、前項で定める年会費の半額とする。

（会費の使途）

第６条　前条の会費は、事業年度における合計額の５０％以上を公益目的事業費に使用し、残りは会員相互扶助事業及び法人会計に分配するものとする。

（会員の特典）

第７条　会員は次の特典を享受することができる。

　（１）鍼灸新報その他本会が発行する刊行物を受けることができる。

　（２）全国大会その他本会が開催する集会・講習会等に参加することができる。

　（３）本会が行う情報提供サービスを受けることができる。

　（４）その他理事会が決める賛助会員に対する特典を受けることができる。

　２　賛助会員は、本会の議決権を有しない。

（禁止事項）

第８条　賛助会員は、次のことを行ってはならない。

（１）本会の目的及び事業に反すること。

（２）賛助会員の地位又は権利を第三者に譲渡し又は使用させること

（３）賛助会員の地位又は権利に対し担保を設定すること。

（４）本会を通じて入手した情報を個人的利用の範囲を越えて使用すること。

（５）その他本会から禁止事項として指示されたこと。

（退会）

第９条　賛助会員は、別紙２に定める賛助会員退会届を本会に提出することにより、退会することができる。

　２　前項の場合、既納の会費は事由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

　３　個人である会員が死亡し、又は法人である会員が解散したときは、退会したものとみなす。

（除名）

第１０条　賛助会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

　（１）違法行為又は著しく道義に悖る行為するなど、賛助会員として相応しくないと認められるとき。

　（２）正当な理由なく会費を２年分以上滞納したとき。

　（３）本規程を含む本会が定めた諸規定に違反したとき。

（４）本会定款第１１条第１項に定める事由に該当するとき。

（改廃）

第１１条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（委任）

第１２条　この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２９年６月４日に制定し、同日施行する。

（別紙１）

**賛助会員入会申込書**

　　年　　月　　日

公益社団法人日本鍼灸師会

　会　　長　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

私は、本日、下記の通り、賛助会員として貴会に入会することを申し込みます。

記

１　賛助会員入会希望者

　　住　　所

　　名　　称

　　生年月日（個人の場合のみ）　　　　　　　年　　　月　　　日

　　電　話　番　号：

　　ファックス番号：

２　賛助会費（年間費）

　(1) 個人　　　1万円（一口）　×　　　　　　口　＝　　　　　　　　　　円

　(2) 団体　　　５万円（一口）　×　　　　　　口　＝　　　　　　　　　　円

（別紙２）

**賛助会員退会申込書**

　　年　　月　　日

公益社団法人日本鍼灸師会

　会　　長　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　賛助会員である私は、　　　年　　月　　日をもって、貴会から退会することを申し込みます。